

## 第2号議案

蒲郡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

蒲郡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年蒲郡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。